

ステージ

1列目	<p>1G</p> <table border="1"> <tr><td>北海道</td><td>○</td><td>○</td><td>岩手県</td></tr> <tr><td>北海道</td><td>○</td><td>○</td><td>宮城県</td></tr> <tr><td>北海道</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr> </table>	北海道	○	○	岩手県	北海道	○	○	宮城県	北海道	○	○		<p>2G</p> <table border="1"> <tr><td>秋田県</td><td>○</td><td>○</td><td>秋田県</td></tr> <tr><td>秋田県</td><td>○</td><td>○</td><td>青森県</td></tr> <tr><td>秋田県</td><td>○</td><td>○</td><td>青森県</td></tr> </table>	秋田県	○	○	秋田県	秋田県	○	○	青森県	秋田県	○	○	青森県	<p>3G</p> <table border="1"> <tr><td>福島県</td><td>○</td><td>○</td><td>福島県</td></tr> <tr><td>福島県</td><td>○</td><td>○</td><td>山形県</td></tr> <tr><td>福島県</td><td>○</td><td>○</td><td>山形県</td></tr> </table>	福島県	○	○	福島県	福島県	○	○	山形県	福島県	○	○	山形県									
北海道	○	○	岩手県																																													
北海道	○	○	宮城県																																													
北海道	○	○																																														
秋田県	○	○	秋田県																																													
秋田県	○	○	青森県																																													
秋田県	○	○	青森県																																													
福島県	○	○	福島県																																													
福島県	○	○	山形県																																													
福島県	○	○	山形県																																													
2列目		<p>4G</p> <table border="1"> <tr><td>茨城県</td><td>○</td><td>○</td><td>茨城県</td></tr> <tr><td>茨城県</td><td>○</td><td>○</td><td>千葉県</td></tr> <tr><td>茨城県</td><td>○</td><td>○</td><td>千葉県</td></tr> <tr><td></td><td>○</td><td>○</td><td>千葉県</td></tr> </table>	茨城県	○	○	茨城県	茨城県	○	○	千葉県	茨城県	○	○	千葉県		○	○	千葉県	<p>5G</p> <table border="1"> <tr><td>鹿児島県</td><td>○</td><td>○</td><td>沖縄県</td></tr> <tr><td>鹿児島県</td><td>○</td><td>○</td><td>沖縄県</td></tr> <tr><td>大分県</td><td>○</td><td>○</td><td>沖縄県</td></tr> </table>	鹿児島県	○	○	沖縄県	鹿児島県	○	○	沖縄県	大分県	○	○	沖縄県	<p>6G</p> <table border="1"> <tr><td>神奈川県</td><td>○</td><td>○</td><td>埼玉県</td></tr> <tr><td>神奈川県</td><td>○</td><td>○</td><td>埼玉県</td></tr> <tr><td>神奈川県</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr> </table>	神奈川県	○	○	埼玉県	神奈川県	○	○	埼玉県	神奈川県	○	○					
茨城県	○	○	茨城県																																													
茨城県	○	○	千葉県																																													
茨城県	○	○	千葉県																																													
	○	○	千葉県																																													
鹿児島県	○	○	沖縄県																																													
鹿児島県	○	○	沖縄県																																													
大分県	○	○	沖縄県																																													
神奈川県	○	○	埼玉県																																													
神奈川県	○	○	埼玉県																																													
神奈川県	○	○																																														
3列目	<p>7G</p> <table border="1"> <tr><td>東京都</td><td>○</td><td>○</td><td>東京都</td></tr> <tr><td>東京都</td><td>○</td><td>○</td><td>山梨県</td></tr> <tr><td>東京都</td><td>○</td><td>○</td><td>山梨県</td></tr> </table>	東京都	○	○	東京都	東京都	○	○	山梨県	東京都	○	○	山梨県	<p>8G</p> <table border="1"> <tr><td>新潟県</td><td>○</td><td>○</td><td>富山県</td></tr> <tr><td>新潟県</td><td>○</td><td>○</td><td>富山県</td></tr> <tr><td>新潟県</td><td>○</td><td>○</td><td>富山県</td></tr> </table>	新潟県	○	○	富山県	新潟県	○	○	富山県	新潟県	○	○	富山県	<p>9G</p> <table border="1"> <tr><td>石川県</td><td>○</td><td>○</td><td>静岡県</td></tr> <tr><td>石川県</td><td>○</td><td>○</td><td>静岡県</td></tr> <tr><td></td><td>○</td><td>○</td><td>静岡県</td></tr> </table>	石川県	○	○	静岡県	石川県	○	○	静岡県		○	○	静岡県									
東京都	○	○	東京都																																													
東京都	○	○	山梨県																																													
東京都	○	○	山梨県																																													
新潟県	○	○	富山県																																													
新潟県	○	○	富山県																																													
新潟県	○	○	富山県																																													
石川県	○	○	静岡県																																													
石川県	○	○	静岡県																																													
	○	○	静岡県																																													
4列目		<p>10G</p> <table border="1"> <tr><td>三重県</td><td>○</td><td>○</td><td>三重県</td></tr> <tr><td>三重県</td><td>○</td><td>○</td><td>岐阜県</td></tr> <tr><td>三重県</td><td>○</td><td>○</td><td>岐阜県</td></tr> <tr><td>三重県</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr> </table>	三重県	○	○	三重県	三重県	○	○	岐阜県	三重県	○	○	岐阜県	三重県	○	○		<p>11G</p> <table border="1"> <tr><td>福岡県</td><td>○</td><td>○</td><td>福岡県</td></tr> <tr><td>福岡県</td><td>○</td><td>○</td><td>佐賀県</td></tr> <tr><td>福岡県</td><td>○</td><td>○</td><td>佐賀県</td></tr> <tr><td>福岡県</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr> </table>	福岡県	○	○	福岡県	福岡県	○	○	佐賀県	福岡県	○	○	佐賀県	福岡県	○	○		<p>12G</p> <table border="1"> <tr><td>京都府</td><td>○</td><td>○</td><td>兵庫県</td></tr> <tr><td>京都府</td><td>○</td><td>○</td><td>和歌山県</td></tr> <tr><td>福井県</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr> </table>	京都府	○	○	兵庫県	京都府	○	○	和歌山県	福井県	○	○	
三重県	○	○	三重県																																													
三重県	○	○	岐阜県																																													
三重県	○	○	岐阜県																																													
三重県	○	○																																														
福岡県	○	○	福岡県																																													
福岡県	○	○	佐賀県																																													
福岡県	○	○	佐賀県																																													
福岡県	○	○																																														
京都府	○	○	兵庫県																																													
京都府	○	○	和歌山県																																													
福井県	○	○																																														
5列目	<p>13G</p> <table border="1"> <tr><td>山口県</td><td>○</td><td>○</td><td>鳥取県</td></tr> <tr><td>山口県</td><td>○</td><td>○</td><td>鳥取県</td></tr> <tr><td>山口県</td><td>○</td><td>○</td><td>鳥取県</td></tr> </table>	山口県	○	○	鳥取県	山口県	○	○	鳥取県	山口県	○	○	鳥取県	<p>14G</p> <table border="1"> <tr><td>愛知県</td><td>○</td><td>○</td><td>岡山県</td></tr> <tr><td>愛知県</td><td>○</td><td>○</td><td>岡山県</td></tr> <tr><td>愛知県</td><td>○</td><td>○</td><td>広島県</td></tr> <tr><td></td><td>○</td><td>○</td><td>広島県</td></tr> </table>	愛知県	○	○	岡山県	愛知県	○	○	岡山県	愛知県	○	○	広島県		○	○	広島県	<p>15G</p> <table border="1"> <tr><td>滋賀県</td><td>○</td><td>○</td><td>大阪府</td></tr> <tr><td>滋賀県</td><td>○</td><td>○</td><td>大阪府</td></tr> <tr><td>奈良県</td><td>○</td><td>○</td><td>大阪府</td></tr> </table>	滋賀県	○	○	大阪府	滋賀県	○	○	大阪府	奈良県	○	○	大阪府					
山口県	○	○	鳥取県																																													
山口県	○	○	鳥取県																																													
山口県	○	○	鳥取県																																													
愛知県	○	○	岡山県																																													
愛知県	○	○	岡山県																																													
愛知県	○	○	広島県																																													
	○	○	広島県																																													
滋賀県	○	○	大阪府																																													
滋賀県	○	○	大阪府																																													
奈良県	○	○	大阪府																																													
6列目		<p>16G</p> <table border="1"> <tr><td>徳島県</td><td>○</td><td>○</td><td>愛媛県</td></tr> <tr><td>徳島県</td><td>○</td><td>○</td><td>愛媛県</td></tr> <tr><td>香川県</td><td>○</td><td>○</td><td>高知県</td></tr> <tr><td></td><td>○</td><td>○</td><td>高知県</td></tr> </table>	徳島県	○	○	愛媛県	徳島県	○	○	愛媛県	香川県	○	○	高知県		○	○	高知県	<p>17G</p> <table border="1"> <tr><td>熊本県</td><td>○</td><td>○</td><td>宮崎県</td></tr> <tr><td>熊本県</td><td>○</td><td>○</td><td>宮崎県</td></tr> <tr><td>長崎県</td><td>○</td><td>○</td><td>宮崎県</td></tr> </table>	熊本県	○	○	宮崎県	熊本県	○	○	宮崎県	長崎県	○	○	宮崎県	<p>18G</p> <table border="1"> <tr><td>栃木県</td><td>○</td><td>○</td><td>長野県</td></tr> <tr><td>栃木県</td><td>○</td><td>○</td><td>長野県</td></tr> <tr><td>栃木県</td><td>○</td><td>○</td><td>群馬県</td></tr> </table>	栃木県	○	○	長野県	栃木県	○	○	長野県	栃木県	○	○	群馬県				
徳島県	○	○	愛媛県																																													
徳島県	○	○	愛媛県																																													
香川県	○	○	高知県																																													
	○	○	高知県																																													
熊本県	○	○	宮崎県																																													
熊本県	○	○	宮崎県																																													
長崎県	○	○	宮崎県																																													
栃木県	○	○	長野県																																													
栃木県	○	○	長野県																																													
栃木県	○	○	群馬県																																													
7列目	<p>19G</p> <table border="1"> <tr><td>横浜市</td><td>○</td><td>○</td><td>川崎市</td></tr> <tr><td>横浜市</td><td>○</td><td>○</td><td>静岡市</td></tr> <tr><td>川崎市</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr> </table>	横浜市	○	○	川崎市	横浜市	○	○	静岡市	川崎市	○	○		<p>20G</p> <table border="1"> <tr><td>札幌市</td><td>○</td><td>○</td><td>さいたま市</td></tr> <tr><td>仙台市</td><td>○</td><td>○</td><td>千葉市</td></tr> <tr><td>さいたま市</td><td>○</td><td>○</td><td>千葉市</td></tr> </table>	札幌市	○	○	さいたま市	仙台市	○	○	千葉市	さいたま市	○	○	千葉市	<p>21G</p> <table border="1"> <tr><td>名古屋市</td><td>○</td><td>○</td><td>京都市</td></tr> <tr><td>名古屋市</td><td>○</td><td>○</td><td>大阪市</td></tr> <tr><td>京都市</td><td>○</td><td>○</td><td>大阪市</td></tr> </table>	名古屋市	○	○	京都市	名古屋市	○	○	大阪市	京都市	○	○	大阪市									
横浜市	○	○	川崎市																																													
横浜市	○	○	静岡市																																													
川崎市	○	○																																														
札幌市	○	○	さいたま市																																													
仙台市	○	○	千葉市																																													
さいたま市	○	○	千葉市																																													
名古屋市	○	○	京都市																																													
名古屋市	○	○	大阪市																																													
京都市	○	○	大阪市																																													
8列目		<p>22G</p> <table border="1"> <tr><td>神戸市</td><td>○</td><td>○</td><td>広島市</td></tr> <tr><td>神戸市</td><td>○</td><td>○</td><td>北九州市</td></tr> <tr><td>堺市</td><td>○</td><td>○</td><td>福岡市</td></tr> </table>	神戸市	○	○	広島市	神戸市	○	○	北九州市	堺市	○	○	福岡市																																		
神戸市	○	○	広島市																																													
神戸市	○	○	北九州市																																													
堺市	○	○	福岡市																																													

(案)

健 発 第 号
平 成 年 月 日各 (都 道 府 県 知 事)
(保 健 所 設 置 市 長) 殿
(特 別 区 長)

厚生労働省健康局長

地域保健医療等推進事業の実施について

近年、地方分権の推進やこれに伴う市町村合併の進展、保健医療サービス分野における民間事業者活動の浸透、ボランティア活動の活発化、NPO法人等によるサービス提供の拡大など、地域保健をめぐる環境は大きく変化している。また、地域住民の健康志向が高まる中で、住民のニーズの変容に即応した効果的な支援を行うための体制づくりが以前にも増して必要になっている。

地域保健対策については、地域保健法等に基づき、各地方公共団体において地域の実情に即した具体的施策の推進を図っていただいているところであるが、昨今の地域保健に関する新たな潮流に即して、地域における健康危機管理と生活習慣病対策に重点をおいた具体的施策の展開を図っていくこととしている。

このような観点から、地域の健康危機管理における保健衛生部局の役割分担の明確化や情報の収集・伝達体制の整備に努めるとともに、保健所と本庁、地方衛生研究所等の関係機関、関係団体との連携の強化等が重要である。

一方、生活習慣病対策については、今般の医療制度改革を踏まえ、疾病の予防を重視した取組を推進することとし、生活習慣病予防を一つの柱として、効果的な保健指導を提供する体制の整備を図ることとしている。

このため、別添「保健指導技術高度化支援事業」、「地域健康危機管理体制推進事業」、「地域健康危機管理対策特別事業」、「地域保健対策強化推進事業」、「地域・職域連携推進事業」及び「ホームレス保健サービス支援事業」を実施する。

なお、この通知は平成18年4月1日から適用することとし、平成2年6月28日付け健政発第370号厚生省健康政策局長通知「地域保健活動の充実強化について」は、平成18年3月31日限りをもって廃止する。

地域・職域連携推進事業実施要綱

1 目的

近年、国民の生命・健康を脅かす主要な疾患となっている生活習慣病（がん、心臓病、脳卒中、糖尿病等）を予防するためには、個々人の主体的な健康づくりへの取組に加え、健康教育、健康相談、健康診査等の保健事業による生涯を通じた健康管理を支援することが必要である。

このため、地域保健と職域保健の連携（以下「地域・職域連携」という。）により、健康づくりのための健康情報の共有のみならず、保健事業を共同実施するとともに、保健事業の実施に要する社会資源を相互に有効活用し、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供体制を整備することを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県及び指定都市とする。

ただし、指定都市は、3（3）に掲げる事業を実施する場合に限る。

3 事業内容

（1）地域・職域連携協議会の設置

ア 広域的な地域・職域連携を図り、地域の实情に応じた協力体制による生涯を通じた継続的な保健サービスの提供・健康管理体制を整備・構築するため、地域・職域連携推進協議会を設ける。

イ 同協議会は、地域保健法（昭和22年法律第101号）第4条の基本方針（平成6年厚生省告示第374号）の第6の4及び健康増進法（平成14年法律第103号）第9条の健康診査等指針（平成16年厚生労働省告示第242号）の第3の7に掲げる事項を展開するための総合調整機関の役割を担うこととする。

ウ 同協議会は、（4）に掲げる関係機関（以下「関係機関」という。）のうちから幅広い参画を得て構成することとする。

エ 都道府県ごとに都道府県地域・職域連携推進協議会（以下「都道府県協議会」という。）を設け、さらに、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の3第2項第1号の区域（以下「二次医療圏」という。）単位に二次医療圏地域・職域連携推進協議会（以下「二次医療圏協議会」という。）を設けることとする。

なお、都道府県協議会及び二次医療圏協議会は、既存の協議機関（会議等）を活用して、これらの協議会として差し支えない。

（2）都道府県協議会

ア 都道府県協議会は、管内の広域的な連携に関わる関係機関の代表者等により構成する。

イ 同協議会は、管内の地域・職域連携により実施する保健事業等（以下「連携事業等」という。）について企画・立案、実施・運営、評価等（以下「企画等」という。）を行うとともに、二次医療圏協議会の取組について広域的な調整を行う。なお、医療保険者を中心とする「保険者協議会」との適切な連携を図ること。

ウ 同協議会は、地域特性を十分に勘案した上で、特に次の事項について企画等を行う。

- ① 保健事業情報の交換及び健康情報の分析、共有等
- ② 管内における健康課題の明確化
- ③ 健康フォーラム等の各種行事の共同実施及び連携
- ④ 研修会、セミナー等の共同実施
- ⑤ 地域保健関係施設等の相互有効活用

(3) 二次医療圏協議会

ア 二次医療圏協議会は、二次医療圏内の事業に関わる関係機関の代表者等により構成する。

イ 同協議会は、地域における関係機関への情報提供と連絡調整、健診の実施状況等の健康情報の収集、健康意識調査等によるニーズの把握等を行うとともに、地域特性を活かした具体的な連携事業の企画等を行う。

ウ 同協議会は、特に次の事項について企画等を行う。

(ア) 情報の提供

- ① 地域保健及び職域保健の双方の保健事業の実施施設、活動拠点及び保健事業の実施内容を明示する健康情報マップの作成により、保健事業の活用を促進
- ② 保健事業に関する普及啓発事業の実施

(イ) 実施計画の策定

地域の特性に着目した健康課題に関する実施計画を地域保健・職域保健の双方の参画により策定

(ウ) 保健活動

- ① 健康管理体制が十分でないと考えられる小規模事業所等に対して、健康教育・健康相談等の実施方策を検討し、地域保健と連携した保健事業を実施
- ② 慢性疾患等の健康問題を抱える人に対する地域・職域連携による保健指導を実施
- ③ 退職等によって職域保健から地域保健に移行する人に対する継続的な健康管理を実施

(エ) その他

- ① 地域・職域連携を推進するための共同研修会や事例検討会等の開催、得意分野の講師の相互派遣
- ② その他の保健事業の実施

エ 同協議会には、具体的な保健事業等連携事業の企画等を行うために、保健事業等の共同実施に関する作業部会や社会資源の相互有効活用に関する作業部会等、所要の作業部会等を置くことができる。

オ 作業部会は、二次医療圏協議会の構成員及び連携事業の実務担当者により構成する。なお、既存の会議等を活用して作業部会として差し支えない。

(4) 関係機関

ア 地域保健関係機関

都道府県（保健所等）、市町村（保健センター等）等

イ 職域保健関係機関

事業所、健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険組合、地方社会保険事務局、社会保険健康事業財団、社会保険協会、労働基準監督署、地域産業保健センター、商工会議所、農業・漁業協同組合等

ウ その他関係機関等

医療機関（健診機関等）、労働衛生機関、健康保持増進指導機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会、国民健康保険団体連合会、学識経験者、住民や就労者の代表等

4 経費の負担

都道府県及び指定都市がこの実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「保健事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

5 その他

(1) 事業の実施に当たり、個人情報保護について関係法令等を遵守して最大限の配慮をすること。

(2) 次の各項目を参考に事業実施報告書を作成し、国に提出すること。

ア 協議会の運営及び実施状況

イ 連携事業の実施に係る問題点、課題等の抽出及び措置状況（今後の予定、結果等）

ウ 地域・職域連携に伴う具体的な効果等

エ その他

(案)

健総発第 号
平成 年 月 日各

都道府県
指定都市

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局総務課長

平成18年度地域・職域連携推進事業の実施について

標記については、平成 年 月 日付け健発第 号厚生労働省健康局長通知「地域保健医療等推進事業の実施について」の別添「地域・職域連携推進事業実施要綱」に基づき実施することとしております。

本事業は、健康フロンティア戦略の一環として、働き盛り層を対象とした生活習慣病予防の取組を、地域と職域を通じて推進するため、平成17年度から2カ年で都道府県及び指定都市において「地域・職域連携推進協議会」を設置していただき、地域保健と職域保健の連携体制を構築することとしております。

さらに、医療制度改革を踏まえた生活習慣病対策を効果的に推進する体制として、当該協議会を全国的に設置することは重要と考えております。

なお、当該事業の円滑な運営を推進するため、「地域・職域連携推進事業ガイドライン」の改訂や有識者の派遣など、所要の支援についても引き続き講じることとしております。

つきましては、平成18年度における事業計画について、別添「平成18年度地域・職域連携推進事業実施計画書作成要領」に基づき、別紙様式により事業実施計画書を作成の上、関係資料を添えて平成18年7月28日（金）までに提出願います。

問い合わせ先

厚生労働省健康局総務課

保健指導室保健指導係 須藤

TEL 03-5253-1111(内線2391)

FAX 03-3503-8563

(別 添)

平成18年度地域・職域連携推進事業実施計画書作成要領

本事業については、次の事項に留意するとともに、地域・職域連携推進事業ガイドラインを参考の上、実施計画書を作成されたい。

なお、提出期限については、当課における実施計画書の取りまとめ、調整等に要する期間を考慮した上で設定しているので、特に厳守されたい。

1 事業実施計画書

(1) 事業内容については、「地域・職域連携推進事業実施要綱」を基に事業の実施方法等を具体的に記入すること。

なお、参考となる資料等がある場合は添付すること。

(2) 事業が2以上にわたる場合は、各事業ごとに別葉とすること。

2 所要額等

(1) 所要額については、査定を想定した過大な積算を行うことなく、真に必要と考えられる経費を計上すること。

(2) 諸謝金等の単価については、各自治体において別に定める実際に支出する単価によること。

なお、根拠となる単価表などを添付すること。

(3) 備品購入費は、国庫補助の対象経費に含まれないので留意のこと。

(4) 事業の全部又はほとんどを委託料が占める事業については、原則として認めないこととしているので、特に留意されたい。

ただし、特別な理由がある場合には、理由書を添付の上、作成されたい。

3 その他

参考資料として、協議会名簿(案)(氏名、所属、役職等)を添付すること。

なお、氏名、所属、役職等の記載が困難な場合には、「地域保健関係者」又は、「職域保健関係者」に区分し記載することとし、区分別に予定人数を明記すること。

(別紙様式)

番 号
平成 年 月 日

厚生労働省健康局総務課長 殿

〔都道府県〕
衛生主管部（局）長
〔指定都市〕

平成18年度地域・職域連携推進事業の実施計画書の提出について

標記について、別添のとおり関係書類を提出する。

(別添)

- 1 地域・職域連携推進事業実施計画総括表
- 2 地域・職域連携推進事業実施計画書
- 3 参考資料

担当：

地域・職域連携推進事業実施計画総括表

(都道府県、指定都市名)

事業 番号	事業名	事業概要	所要額 (千円)
1			
2			
3			
合 計			

地域・職域連携推進事業実施計画書

(都道府県、指定都市名)

事業 番号		事業名	
所要額		千円（積算内訳は別紙のとおり）	
事業実施予定期間		平成 年 月 日～平成 年 月 日	
事業目的			
事業内容			
効 果 （事業終了後に 期待できること）			

(別紙)

所要額積算内訳

(都道府県、指定都市名)

経費区分	所要額
報酬 報償費 旅費 需用費 役務費 委託料 使用料及び 賃借料	円
合計	円
所要額	千円（上記合計金額千円未満切り捨て）

地域・職域連携支援検討会開催要綱

1 趣旨

明るく活力ある社会をつくるためには、国民の主体的な健康づくりへの取組と、地域・職域ぐるみで国民一人ひとりが生活習慣の改善等に取り組むことができる環境づくり及びそれらを支援するための保健事業による生涯を通じた継続的な健康づくり体制が重要である。

このため、平成 17 年度から、各都道府県において都道府県及び 2 次医療圏を単位とした「地域・職域連携推進協議会」が設置され、地域保健と職域保健で保健事業の共同実施や社会資源の有効活用を図る「地域・職域連携推進事業」が実施されている。

同協議会の設置・運営及び連携事業の実施・評価等については、平成 17 年度に開催した「地域・職域連携支援検討会」において、事業の円滑な実施を目的に現地支援を行い、その結果を参考にして地域・職域連携推進事業のガイドラインの改訂について検討したところである。

今後、本事業の全国的な実施を更に進めていくことが必要であることから、引き続き専門家から成る標記検討会を開催するものである。

2 事業内容

- (1) 都道府県等における「地域・職域連携推進協議会」の設置及び運営に対する支援
- (2) 地域・職域連携推進事業のガイドラインの改訂
- (3) 検討会構成員による各都道府県の現状に応じた助言等の支援

3 検討会構成員等

- (1) 検討会の構成員は、別紙のとおりとし、うち 1 人を座長とする。
- (2) 検討会の構成員の任期は、平成 19 年 3 月 31 日までとする。

4 その他

- (1) 検討会は、厚生労働省健康局総務課長が開催する。
- (2) 会議は公開とする。
- (3) 検討会の庶務は、健康局総務課保健指導室が担当する。